

第 3 回

熊本県議会

総務常任委員会会議記録

平成21年 5 月 28 日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

平成21年 5 月 28 日（木曜日）

午前10時19分開議

午前10時51分閉会

本日の会議に付した事件

議案第 1 号 専決処分の報告及び承認に
ついてのうち議案第 2 号 熊本県一般職の職員等の給与
に関する条例等の一部を改正する条例の
制定について議案第 3 号 専決処分の報告及び承認につ
いて議案第 4 号 専決処分の報告及び承認につ
いて議案第 5 号 専決処分の報告及び承認につ
いて

出席委員（8人）

委員 長 森 浩 二
副委員 長 田 代 国 広
委員 鬼 海 洋 一
委員 竹 口 博 己
委員 馬 場 成 志
委員 大 西 一 史
委員 中 村 博 生
委員 内 野 幸 喜

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総務部

部 長 松 山 正 明
次 長 瀬 口 豊
次 長 田 崎 龍 一
人事課長 豊 田 祐 一
首席総務審議員兼
財政課長 田 嶋 徹

管財課長 松 田 良 治

税務課長 佐 藤 幸 男

市町村総室長 植木野 史 貴

市町村総室副総室長 五 嶋 道 也

地域振興部

部 長 小 宮 義 之

次 長 松 見 辰 彦

次 長 河 野 靖

地域政策課長 小 林 弘 史

川辺川ダム総合対策課長 古 里 政 信

人事委員会事務局

局 長 中 村 和 道

首席総務審議員兼

総務課長 田 中 明

公務員課長 松 見 久

事務局職員出席者

議事課長 東 泰 治

議事課課長補佐 徳 永 和 彦

政務調査課課長補佐 後 藤 勝 雄

午前10時19分開議

○森浩二委員長 ただいまから第3回総務常
任委員会を開会いたします。本委員会に本日付託されました議案を議題
とし、これについて審査を行います。

それでは、議案について執行部の説明を求
めた後に、一括して質疑を受けたいと思いま
す。なお、審査を効率よく進めるために、執
行部の説明は簡潔にお願いします。

では、関係課長から順次説明をお願いします。

○田嶋財政課長 財政課でございます。

平成21年 3 月 31 日に専決処分を行いました
平成20年度 3 月補正予算の概要について御説
明いたします。

まず、資料の1ページをお願いします。

2月補正予算成立後における地方譲与税、地方交付税、交通安全対策特別交付金及び緊急経済対策に伴う国庫支出金の確定を踏まえ、予算の最終整理を行ったものでございます。

専決額は8億7,600万円の増額となり、補正後の平成20年度の予算規模は7,410億円余となります。

歳入予算の主なものは、地方譲与税が1億3,900万円の減、地方交付税が2億8,800万円の増、緊急経済対策に伴い造成する基金の財源となる国庫支出金が7億1,200万円の増となっております。

歳出予算の主なものは、障害者自立支援対策臨時特例基金への積立金7億1,200万円の増、災害基金への積立金が1億7,200万円の増となっております。

続きまして、資料の2ページは、総務部の平成20年度3月専決予算の総括表でございます。

財政課において、1億7,170万円余の補正額を計上しております。この内容は、3ページの説明資料の右側に記載しておりますように、先ほど御説明いたしました災害基金積立金として財政管理費を増額補正したものでございます。

以上、御審議よろしく申し上げます。

○古里川辺川ダム総合対策課長 資料の5ページをお願いしたいと思います。

2月に定例会で御承認いただきました五木村の振興計画の基金でございます。平成20年度分といたしまして2億円、3月19日に積み立てております。今回は、その20年度分の利息でございます。6万4,000円について積み立てるものでございます。よろしく願いいたします。

○豊田人事課長 人事課でございます。

説明資料6ページからの第2号議案熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例について御説明いたします。

9ページをお願いいたします。

まず、1の条例制定の趣旨でございますが、去る5月13日に行われました人事委員会の勧告を踏まえまして、平成21年6月の一般職の期末手当及び勤勉手当について、暫定的に減額するための基本条例の改正を行うものでございます。

また、これにあわせて特別職の期末手当につきましても、従来からの国の指定職等の職員の取り扱いに連動して改正してきていることを踏まえまして、暫定的に減額するための条例の改正を行うものでございます。

2の改正条例でございますが、今回は、一般職につきましても(1)の一般職の職員給与条例から(4)の任期付研究員条例までの4本、特別職につきましても(5)の知事等から(7)の議員報酬条例までの3本、合計7本の条例を一括して改正するものでございます。

3の内容についてでございますが、表にありますように、それぞれの対象者につきまして、期末・勤勉手当の支給月数をそれぞれ暫定的に引き下げる内容としております。

具体的には、一般の職員につきましては、期末手当を0.15月、勤勉手当を0.05月引き下げて、合計支給月数を2.15月から1.95月へ0.2月分引き下げ、部次長級の特定幹部職員につきましては、期末・勤勉手当をそれぞれ0.10月分引き下げまして、合計支給月数を2.125月から1.925月へ0.2月分引き下げる。あと、再任用職員につきましては0.1月、任期付職員につきましては0.15月の引き下げを行うものでございます。

また、特別職の期末手当につきましては、国の事務次官等の指定職員の取り扱いを踏まえまして、支給月を1.6月から1.45月に0.15月の引き下げを行うものでございます。

4の施行期日でございますが、交付の日か

ら施行することとしておりますけれども、6月期の期末・勤勉手当の支給基準日が6月1日でありますので、それより前に条例を施行する必要があることから、5月中に公布することを予定しております。

説明は以上のとおりでございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○田嶋財政課長 財政課でございます。

説明資料の10ページから15ページに、手数料条例の一部を改正する条例を記載しております。16ページに条例の概要をつけておりますので、この概要に沿って御説明させていただきます。

まず、1の条例制定の趣旨ですが、長期優良住宅の普及の促進に関する法律が平成21年6月4日に施行されます。それに伴い、長期優良住宅建築等計画の認定事務に係る手数料を新設するものでございます。なお、この認定を受けることで固定資産税等の軽減措置が適用されます。

次に、2の改正内容ですが、長期優良住宅建築等計画の認定に係る申請4項目について、手数料を新設いたします。手数料の額については、いずれも所要経費、他県との均衡を踏まえ算定したものでございます。

次に、3の施行期日につきましては、法律の施行日である平成21年6月4日となっております。

最後の4のその他ですが、今回新設される手数料は、県の収入証紙で収入するため、収入証紙条例の一部の改正をあわせて行うものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○佐藤税務課長 税務課でございます。

当課関係では、3月31日に2件の専決処分がございましたので、御報告を行いますとともに承認を求めるものでございます。

まず、説明資料の17ページをお願いいたし

ます。

第4号議案は、熊本県税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。内容の御説明につきましては、説明資料の42ページの条例の概要で行わせていただきます。42ページをお願いいたします。

まず、条例改正の趣旨としましては、地方税法の一部を改正する法律が3月31日に公布されましたため、地方税法と本県の関係条例の内容にそごが生じるのを避けるため、3月31日に専決処分により改正を行わせていただきました。4月1日の施行でございます。

主な改正内容といたしましては、1不動産所得税の軽減税率の延長でございます。

これは、住宅及び土地の取得に係る通常の税率が、本来取得時の評価額の4%でございますが、これを3%とする税率の引き下げの特例、これを引き続き3年間継続するというものでございます。

次に2環境性能にすぐれた新車に対する自動車取得税の減税の新設でございます。

これは、表でお示ししております電気自動車やハイブリッド車などの車種につきまして、各段階の基準によりまして100%、75%、50%の減税を行うものでございます。基準になります排出ガス規制、燃費基準につきましては表の下に記載しておりますので、申しわけございませんが、後でござらんいただけたらと思います。

最後に3道路特定財源の一般税化に伴う自動車取得税、軽油引取税の条文の移設でございます。

これは、道路特定財源である両税が一般税となりましたため、目的税の章から普通税の章に移すものなどでございます。

続きまして、説明資料の43ページをお願いいたします。

第5号議案は、熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。内容の御説明は、説明資料の44ページの

条例の概要で行わせていただきます。

条例改正の趣旨といたしましては、過疎地域など条件が不利な地域の振興策として、過疎地域自立促進特別措置法などで、地方税の課税免除、または不均一課税が適用される省令がございますが、3月31日に改正が行われて適用期限が延長されております。

今回、期限が延長されました過疎地域、半島地域、離島地域、企業立地促進法に基づく同意集積地域につきましては、引き続き優遇措置を講じることにより、企業誘致による所得水準の向上、雇用の拡大を図る必要がありますので、省令改正、期限の延長の趣旨を踏まえまして、適用期限延長に係る条例改正を3月31日に専決処分により行わせていただきました。

改正内容につきましては、省令に合わせておりまして、過疎地域では1年間、半島地域、離島地域、同意集積地域では2年間の期限延長といたしました。施行期日は4月1日でございます。

以上で税務課関係の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○森浩二委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、今回の委員会は、本会議を休憩しての委員会でありますので、質疑は付託議案に関するものみに限らせていただきます。委員の皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、質疑はありませんか。

○鬼海洋一委員 この臨時議会の一番大切な中身になっております期末手当、勤勉手当の0.2カ月分の凍結に関する事について質問をしたいと思っております。

若干私の意見も交えての質問になるわけですが、提案の中身については議会運営

委員会の中でも若干の質問を行ったところではありますが、私は、人事委員会の今回のこの勧告に至るその中身と申しますか、議論の中身について少し質問したいと思います。既にいずれの方々からも問題点の指摘がなされておりますように、この調査の実績につきましても、調査の完了率は122社の中で17社しか民間の決定状況がないにもかかわらず、あえてこういう勧告をなされたわけでありまして、そういう民間の実績と申しますか、このことをどういうぐあいにとらえてこういう勧告をされたのかということ。

それからもう一つは、本県職員の場合は、カットを受けているわけですね。それで、各県の状況を見てみましても、九州各県では、さまざまな決定の内容、中身になっているわけでありまして、例えば賃金カットを受けているようなところは、今回のこの勧告については適当でないということで、例えば、鹿児島県は勧告なし、福岡県も勧告なし、佐賀県も勧告なし、つまり賃金カットを受けているようなところについては、今回のこの凍結あるいはカットという事態については避けた勧告になっているわけでありまして、その意味では熊本県の場合には少し拙速過ぎるのではないかと申しているわけでありまして、もう少し各県の状況あるいは賃金カットの中身等に対する配慮というものがあるのではないかと思っておりますが、その辺のここに至る経過、考え方についてまず伺いたいと思っております。

それから、実はこの数年来、熊本県の職員の場合には、さまざまなカット、1999年から0.28%の賃金カットかボーナスカット、こういうことを繰り返されながら、現段階、2007年の段階で、もう既に年間総額の平均的な給与の減額分というのは35万からあるいは36万、この辺のかなり大幅な実質的なカット、トータル金額というのが出てきているわけでありまして、そういう意味で、現下の県職員

の給与実態というものについても、どの程度今回勧告をされる中で勘案されたのかどうかということ、この2つ目。

それからもう一つは、民間については、特にこの調査対象の会社等というのは比較的人数も少ないところでありまして、こういうところの賃金実態というのは、よくなればぱっと上がる、そして悪くなればすぐ下がるということで、比較的容易にそういう上下動がするところでありまして、県職員等については、その地域実態というのが正確にすぐさま反映されないという仕組みになっているわけでありまして、そういう実態を見たときに、先ほど申し上げましたが、余りにも拙速に今回の判断がなされたのではないかというふうな思いもしているわけでありまして、特にこういう状況が続いていきますと、熊本県下の賃金の状況を、つまり負の悪循環に陥らせて、各地からせつかく経済対策で相当の地域需要、地場消費という拡大を求めている政策が一方であるにもかかわらず、それと余りにも矛盾する状況になっていくんじゃないかというような、そういう思いがしているわけでありまして、もろもろそういう問題を含めまして、人事委員会が今回のこういう勧告をなされた決定の背景とそれから思いについて、もう少しお示しをいただきたいというふうに、考え方をお答えいただきたいと思っております。

○松見公務員課長 人事委員会事務局公務員課の松見でございます。

今回の人事委員会の勧告についてでございますが、地方公務員法の第14条で「情勢適応の原則」というのがございます。その中で、地方公共団体は、給与とかの勤務条件は、社会一般の情勢に適応するよう、随時適当な措置を講じなければならないというふうな規定がございまして、その第2項で、人事委員会は、随時、そのような講ずべき措置について、

地方公共団体の議会及び長に勧告することができるというような規定がございまして。

今回、民間企業において、夏季一時金が大幅に減少することがうかがえるというような状況において、本委員会においても、県内の民間企業における夏季一時金の決定状況を臨時に調査いたしました結果、その調査結果や、あるいは国において5月1日に人事院が特例措置の実施を勧告したことなどを踏まえて、本委員会といたしましては、本年6月期の期末・勤勉手当を暫定的に0.2月分凍結することが適当と判断いたしまして、勧告をさせていただきます。

なお、その凍結分の取り扱いにつきまして、例年どおり、民間企業の支給状況を調査した上で、ことしの秋には必要な措置を勧告するというふうな予定でしております。

委員の御質問にございましたように、他県では見送ったところもあるというふうなところでの周囲の状況を見ながら判断すべきではなかったかというような御意見がございましたが、今回の措置につきましては、結果といたしまして、全国都道府県のうち4分の3、これは47都道府県中36都道府県でございますが、本県と同様に凍結すべきとの判断に至っております。

また、その民間への影響等というふうなお話がございましたが、民間給与の影響についてはなかなか判断は難しいところでございますが、先ほど申し上げましたように、公務員の給与につきましては、地方公務員法で、社会一般の情勢に適応するよう、随時適当な措置を講じなければならないというふうにされております。今回は、それに基づきまして判断したものでございます。

と申しますものの、本来、給与勧告は民間給与の調査結果をもとに行ってきたところからいたしますと、今回の勧告自体は異例の措置ということでございまして、民間への影響

は全くないとは言いきれないというふうには考えております。

以上でございます。

○鬼海洋一委員 ちょっと先ほども指摘いたしました、九州各県の状況を見てみますと、賃金カットを既にやっているところ、先ほど1999年以来35～36——これは、私、正確であるかどうかはちょっと問題もあるかもしれませんが、トータルで35万円ぐらい、年間の賃金差額というのは既に出てきているわけですね。しかも、そういう中で佐賀県やあるいは鹿児島県や沖縄県、こういうところは賃金カットを既にやっている、こういうところは今回の勧告状況は勧告なしということで行われているわけでありまして、その点の——一律に私はその差を言っているわけではありません、各県の対応状況によって今回また違っているということについてどういうふうにお考えですかということ、ちょっともう1点お尋ねしたいというふうに思います。

○松見公務員課長 鬼海委員御指摘のとおり、職員の給与については、他県の均衡等を考慮するというような規定もございます。今回も他県の対応状況を勘案して検討いたしましたのですが、各県とも、同じ時期、しかも時期的に間が余らないというようなことで、今回については他県の状況を把握という点では、急なところもございまして、なかなか十分とれているということではございません。

先ほどの、本県では4月からカットしているというふうなところでの話でございますが、今回の給与勧告では、県内の民間企業や人事院勧告の内容をもとに、民間あるいは国との均衡を考慮して判断しております。今回の措置についても、民間、国等の状況を踏まえて判断したものでございます。

本県の給与カットにつきましては、ボーナ

ス、いわゆる期末・勤勉手当自体はカットの対象となっておりませんので、今回は考慮していないというふうなことでございます。

○鬼海洋一委員 個人的見解を言わせていただきますと、その意味で、周辺との関係調整ということも含めながら、ちょっと拙速ではなかったのかという思いが私自身はいたしております。

先ほどもお話しいたしましたように、今回県職員が下がるということは、今度は次に民間にさらに影響していくという、そういう負のスパイラルということが非常に心配される状況、そういうものだというふうに思っておりますので、ぜひその辺も考えながら、人事委員会で今後審議する上での慎重な対応をいただきたいということも述べておきたいというふうに思います。

○馬場成志委員 今、鬼海委員の方からいろいろと話がありまして、私もよくわかる部分もありますけれども、拙速という言葉は何度も使われましたので、あえて人事委員会の方にお尋ねをしたいというふうに思います。

先ほどお話がありましたように、秋には1年間を通しての判断をしなきゃいかぬというのが当然のことです。今回、人事委員会勧告をやっていない県というところも、秋にはやらなきゃいかぬわけですね。秋にはやらなきゃいかぬときに、今、半年で例えば5万円、10万円ボーナスが凍結されるというふうなことであれば、5万円よりもまた10万円、5万円凍結される方もつらいでしょうし、10万円カットされる方はもっとつらいというふうに思いますが、仮にこれを秋の勧告で1年分を一遍に調整するとしたら、5万円の方は10万円以上、10万円の方は20万円以上、そして、言うならば0.2月ということにとどまるかどうかわからないというふうな状況ですから、以上というふうに今申し上げたのですが、

そういうことになれば、本当に年末に職員の皆さん方も大変御苦労なさるだろうというような視点が、先ほど鬼海委員の質問の中で、いろんな勘案をしたのかというようなことの中に私はそこも含まっているのかどうかということを、それも含めて、あえて今回人事委員会勧告をやったのかどうかというようなこと、ちょっとその辺をお聞きしたいというふうに思いますけれども。

○松見公務員課長 今回の特例措置の必要性でございますが、第1点は、可能な限り民間の状況を公務の方に反映することが望ましいことが第1点でございます。第2点といたしましては、先ほど申し上げましたように、国においても特例措置を実施するよう人事院が勧告していること、それから、第3点といたしましては、12月期の特別給で1年分を精算しようとする大きな減額となる可能性があるということ、この3点から今回特例措置が必要だというふうに人事委員会としては判断したところでございます。

以上でございます。

○馬場成志委員 当然、カットされるのは大変皆さんつらい、御本人たちもその対象であろうかというふうに思いますので、つらいことであろうというふうに思いますけれども、その辺の視点もあったということであれば、秋の勧告のときに、仮にまた情勢がよくなつとれば——まあ考えにくいですが、そういうときはまた最終的な勧告が出るということであれば、必ずしも拙速であったということではないというふうに思いますので、今の説明で私は少しわかりました。

○大西一史委員 今、鬼海委員、馬場委員、それぞれからお話があつておまして、少しずつ見えてきた部分もありますが、今回の勧告について自体は、今、拙速とか、あるいはは

いろんな、どういう基準でとかいう質疑があつておりましたけれども、やはり先ほど課長がちょっと説明の中で、他県とのそういう状況の把握とか、そういったものが十分とれているとは言えない部分があるというようなことをちょっと答弁をされて、ここに関しては、やはり地方自治の自治精神というか、観点からすれば、非常に横並び的な、右へ倣え的なものがあるかなという感じはいたしますので、そういう意味では、本県の本当の実情というのに合わせた勧告を今後されるように、私としては、人事委員会の皆さんにお伝えをいただきたいというふうに思います。

ただ、現下の非常に厳しい経済情勢を考えれば、やはり県民感情からすれば、今回の勧告にある程度従つた、こういった暫定的な措置をとられるということは妥当であろうかというふうに思いますし、また、先ほど馬場委員からもお話があつたとおり、要は、一気にこの秋に大幅な減額という形になるよりも、段階的にした方がいろいろの負担も軽減されるのではないかと、影響も軽減されるのではないかと判断ということに関しては、ある程度理解をしているつもりであります。

ですから、もう意見、要望として申し上げますが、今後の勧告のときには、やはり本県の本当の実情、横並びではない本県の実情に合った勧告をされるように望みます。

以上です。

○森浩二委員長 ほかに質疑はありませんか。

○馬場成志委員 県税条例の方でちょっとお尋ねしたいと思いますが、これは国の景気対策に絡む減税であろうかというふうに思いますので、その中で県税の収入が減るというようなことになっていきますが、今ちょうど景気対策で大きな予算が動いていますのでわかりにくい部分もあるかもしれませんが、その辺は交

付税措置なり何なりで見るとちゃんと納税するかどうか、その辺ちょっとお尋ねしたいというふうに思います。

○佐藤税務課長 今回の税制改正につきまして、所要のものについては交付税措置なりが行われるというふうになっております。

実際、今回の条例改正で思ったようなふうには国民の方が、例えば自動車の取得とかについて動いていただけるかというのは、まだ4月からですのでちょっと見えておりませんが、制度上はそういうふうになっておりますので。

○馬場成志委員 もう1つ、ちょっと軽油引取税については、これは目的税の章から普通税の章に削除及び新設ということですが、これは何かこれまでと運用の仕方は変わりますか、実態として。

○佐藤税務課長 実際には変わりはありません。ですから、納税義務者の方とかそういった方については、これまでと同じような事務とかをやっていただくということになります。

○馬場成志委員 わかりました。

○森浩二委員長 ほかに質疑はありませんか。——なければ、これで議案に対する質疑を終了いたします。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号から議案第5号までについて、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森浩二委員長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外4件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありません

か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森浩二委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号外4件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

以上で本日の議案の審議は終了いたしました。

最後に、陳情書等が2件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもって本日の委員会を閉会いたします。大変御苦労さまでした。

午前10時51分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

総務常任委員会委員長